

付録－１

定期点検結果の記入要領

付録— 1 定期点検結果の記入要領

1. 点検記録様式への記入方法	1	
1) 点検記録様式（その 1）	横断歩道橋の諸元と定期点検総合結果	2
2) 点検記録様式（その 2）	構成要素の機能を担う部材群（システム）毎の性能の 評価結果	6
3) 点検記録様式（その 3）	径間別一般図	8
4) 点検記録様式（その 4）	診断のための状態の把握時の現地状況写真	9
5) 点検記録様式（その 5）	力学的な機能を担う部材群（システム）の区分	10
6) 点検記録様式（その 6）	要素番号図及び部材番号図	11
7) 点検記録様式（その 7）	診断のための状態把握の方法	13
8) 点検記録様式（その 8－1，8－2）	部材群毎の性能の評価結果	13
9) 点検記録様式（その 9）	その他（フェールセーフ）の評価結果	15
10) 点検記録様式（その 10）	その他の構造（フェールセーフ以外）の評価結果	16
11) 点検記録様式（その 11）	維持工事等の必要性	16
2. 横断歩道橋利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式への記入方法	17	
1) 横断歩道橋利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その 1）	予防措置時の現地状況写真	18
2) 横断歩道橋利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その 2）	予防措置位置図	18
3) 横断歩道橋利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その 3）	予防措置の実施状況写真	20
3. データ記録様式への記入方法	21	
1) データ記録様式（その 1）	データ記録時の現地状況写真	22
2) データ記録様式（その 2）	データの収集・記録の方法	22
3) データ記録様式（その 3－1）	損傷図	23
4) データ記録様式（その 3－2）	損傷写真	26
5) データ記録様式（その 3－3）	損傷程度の評価記入表	27
6) データ記録様式（その 3－4）	損傷程度の評価結果総括	28
7) データ記録様式（その 4）	引き継ぎ事項等	29

付表－ 1. 1	各部材の名称と記号	30
付図－ 1. 1	部材の名称	32
付図－ 1. 2	要素番号例	37
付図－ 1. 3	部材番号例	46
付図－ 1. 4	部材群の例	48

1. 点検記録様式への記入方法

点検記録様式（その1）から点検記録様式（その11）は、横断歩道橋毎の所在地や諸元などの基礎的な情報、健全性の診断の区分、その主たる決定要因となる横断歩道橋の性能の概略の評価、そのために必要な状態の把握、及び性能の評価を踏まえた次回定期点検までの部材群の措置の必要性の技術的見解等を記入する。

各様式の共通項目は以下による。

(1) 緯度・経度

施設の起点側の緯度経度を「定期点検対象施設のID付与に関する参考資料（案）」（令和元年10月）に規定されている位置精度（十進緯度経度小数第5位）で記入する。

工事完成図書などで緯度経度情報が既知な場合は、上記に則り半角数字で記入する。緯度経度が未知な場合は、地図から取得する。

(2) 施設ID

緯度・経度を用いて、「定期点検対象施設のID付与に関する参考資料（案）」（令和元年10月）に示される方法により付与し、記入する。

(3) 歩道橋名

横断歩道橋名を記入する。英数字やカッコが入る場合には半角とし、歩道橋名が同じ場合は連番を付加するなどして区分する。上り線、下り線については「（上り）」「（下り）」とし、「（上）」「（上り線）」「上り」「上」は使用しない。

歩道橋名のフリガナは半角カナにより記入する。数字も半角カナとして、フリガナの前後には半角カッコを必ず入れる。

(4) 路線名

下表に示す例に従い、路線名を記入する。路線番号を記入する際には、半角数字とする。

表 路線名の記入例

路線名	記入例
高速自動車国道のうち 新直轄方式	〇〇自動車道 〇〇線 (高速自動車国道法上の路線名)
一般国道の自動車専用道路	国道〇号（〇〇道路） (一般国道という表記はしない)
高速自動車国道に並行する 一般国道の自動車専用道路	
地域高規格道路	
上記以外の国道	国道〇号
都道府県道	府道〇〇，県道〇〇 等 (一般県道，主要地方道という表記はしない)
市町村道	市道〇〇，町道〇〇 等

(5) 現地確認年月日

健全性の診断の区分の決定に行われる，知識と技能を有する者による状態把握が行われた実施日を yyyy. mm. dd 形式で記入する。なお，複数の日にまたがって実施した場合には，末日を

記入する。（（半角数字とし、和暦は使わない。「年月日」は不要。）

〈記入例〉2023.04.01

(6) 歩道橋診断員

道路法施行規則（道路法施行規則の一部を改正する省令）に求められている「知識と技能を有する者」に該当する者で、状態の把握から性能の技術的な評価結果の一連を行った歩道橋診断員の所属と氏名を記入する。

〈記入例〉(株)〇〇 △△ □□

(7) 歩道橋検査員

後日必要に応じて基礎データ記録について必要な検証等ができるように、部材等の損傷の有無やその程度などの現状に関する基礎データの記録者の氏名、所属を記録する。

〈記入例〉(株)〇〇 △△ □□

1) 点検記録様式（その1）横断歩道橋の諸元と定期点検総合結果

本様式は、健全性の診断の区分の決定にあたり、以下の情報を記録する。

- ① 横断歩道橋が次回定期点検までに遭遇する状況を想定し、どのような状態となる可能性があるのかの推定の結果
- ② ①の場合に想定される横断歩道橋が横架する道路の道路機能への支障
- ③ 横断歩道橋利用者及び第三者被害のおそれ
- ④ 横断歩道橋を取り巻く状況も勘案して、①～③などの結果も踏まえて、効率的な維持や修繕などの観点から、次回定期点検までに行うことが望ましいと考えられる措置の内容を検討した結果、及びその措置等の取り扱いの方針を踏まえた、告示に定義が示される「健全性の診断の区分」

本様式には、「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」の定義に従って、(7)に掲げる「健全性の診断の区分」の記号を記入する。その他維持行為や詳細調査等の必要性の有無に関する引き継ぎ事項も記入する。

また、想定する状況におかれた場合の横断歩道橋を構成する「上部構造」、「下部構造」、「上下部接続部」、「階段部」、「その他の接続部」がどのような状態となる可能性があるのかを推定した結果を記載する。

(1) 諸元等

横断歩道橋の最も基本的な情報の1つであり、適切な方法により記録する。このとき、他のデータベースの内容との整合も図ること。

(2) 所在地

以下の例に従い、施設の起点側の位置を記入する。なお、伝達の確実性の向上を目的として、フリガナを付す等の工夫をするとよい。

〈記入例〉〇〇県 △△市 □□地先

(3) 適用示方書

横断歩道橋の設計・施工では「立体横断施設技術基準・同解説」及び「道路橋示方書・同解説」などが適用されるため、当該横断歩道橋に適用した基準を明確にすること（〇〇年道示等と記録）は、各種点検の際の重要な情報である。

特に、耐震対策を実施している場合は、様式の備考欄に耐震対策を実施した際に適用した道路橋示方書も記載することにより、後日、この様式を活用し、横断歩道橋の耐震性能を速やかに把握でき、地震時の被害を推定する際の一助となる。

(4) 適用標準設計

横断歩道橋の設計では「建設省制定 土木構造物標準設計」に示される設計条件や構造形式が用いられることが多いため、当該横断歩道橋に適用した標準設計の明確化を図る。

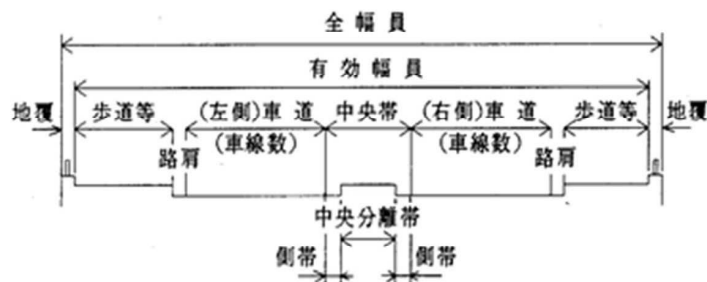
下表に示す番号から選択する。該当しない場合は「NA」と記載する。

表 標準設計一覧

番号	標準設計名称
1	建設省制定 土木構造物標準設計V（横断歩道橋）昭和42年
2	建設省制定 土木構造物標準設計5 立体横断施設-横断歩道橋・地下横断歩道 昭和60年
3	上記以外

(5) 幅員の定義

幅員に関する各寸法の定義は、下図による。



注：起点側から見る。

図 幅員

(6) 備考欄の活用

備考欄には、次の事項から必要事項を抽出し、記載する。

①近接条件等

ア)一般

- ・近接方法：緊急時及び次回以降の定期点検の計画立案の際に、必要な架橋環境及び近接の難易度の把握に活用できる。
- ・交通規制の有無：交通規制を実施するにあたり確保が必要な車線数及び交通量が把握でき、次回以降の定期点検計画立案に有益な情報である。
- ・協議の有無（相手）：点検するためには必須な情報である。
- ・上部構造分割の有無。
- ・横断歩道橋利用者及び第三者被害の予防措置の実施の有無（対象径間の記載）：補修・補強の緊急度を判断するための有益な情報の一つである。
- ・海岸線からの距離：損傷の原因を絞り込むに際しての判断材料の一つである。

- ・検査路（上下部構造別に設置箇所）：検査路の有無及び設置位置等は、緊急時及び次回の定期点検計画立案時の有益な情報である。
- ・補修補強工事の有無（前回定期点検以降の補修工事のみが対象）：前回定期点検にて確認された損傷への対応が把握できるため、次回の定期点検計画立案時の有益な情報である。

イ)その他

現地の条件等によっては、外観の確認すらできない部材も有り得るので、同一横断歩道橋内において、人が近づけるだけの空間が存在しないなどの真にやむを得ない理由で目視、打音及び触診を実施できない場合や近接目視によらない方法により実施した場合は、その位置を備考欄に記録として残す。詳細は、点検記録様式（その7）が参考にできる。

②構造等の特記事項

健全性の診断の区分の決定や維持管理を行う上で、道路管理者が把握すべき構造を有する場合は、特記事項として記載しておく。

(7) 定期点検総合結果

- ・告示に基づく健全性の診断の区分

「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」の定義に従って、第1章表-5.1. 1「健全性の診断の区分」のⅠ～Ⅳに分類した結果を記入する。

- ・対応や調査の必要性

維持工事等での対応や詳細調査や追跡調査等の必要性の「有・無」を記入する。各判定区分（E, M, S 1, S 2）の判定の基本的な考え方は、第1章5. 2から5. 4によるものとする。なお、必要性があると判定し「有」を記録した場合は、その内容と理由を、「定期点検総合結果に関する補足」の欄に記載するとよい。

- ・定期点検総合結果に関する補足

健全性の診断の区分の背景となった情報などのうち、取り巻く状況や管理方針など、歩道橋診断員の所見に付言しておく事項があれば適宜補足を加える。また、次回点検の時期、措置の優先性、監視や調査の必要性などを補足するなど、維持管理上の申し送り事項などを適宜記載する。

(8) 性能の評価結果

横断歩道橋毎、横断歩道橋を構成する「上部構造」、「下部構造」、「上下部接続部」、「階段部」、「その他の接続部」、「その他（フェールセーフ）」の構成要素毎に記載する。

- ・想定する状況における各構成要素等の状態の評価

「活荷重」、「地震」、「その他」の該当するものについて評価し、その結果を記入する。

「その他」は、横断歩道橋の構造条件等によって「活荷重」「地震」以外で、例えば台風等の暴風などの被災可能性があるような状況を想定することが必要と考えられる場合に、それらの状況について記入し、必要に応じて欄を追加する。

第2章5. 2. 1 (3) により以下のAからCのいずれかに区分し記載する。

A：何らかの変状が生じる可能性は低い

B：致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある

C：致命的な状態となる可能性がある

横断歩道橋本体の安全性には直接関係ないものの、それに類する必要な性能を担うその他の構造のうち、「その他（フェールセーフ）」についても以下のとおり評価し、上記のA

からCのいずれかに区分し記載する。

その他（フェールセーフ）：横断歩道橋に地震時に機能させることを意図したフェールセーフが設けられている場合に、「地震」の影響に対して、その横断歩道橋のフェールセーフが機能することを期待する状態となることを想定して、フェールセーフの装置等に着目して、それが所定の機能を適正に発揮できるかどうかの観点で評価した結果を記入する。

想定する状況（活荷重、地震）がそもそも想定されない架橋条件や地理的条件の場合は、「NA」と記載する。

写真番号は、点検記録様式（その8-1，8-2）の写真番号とリンクするものとし、評価の裏付けや将来の検証等に活用できる代表写真を選定する。

・歩道橋診断員所見

道路管理者の意思決定である「健全性の診断の区分」の決定に大きく関わる技術的見解について、措置に対する考え方との関連性がわかるように、歩道橋診断員が検討を行った措置に関する総合的な所見が必ず記載されなければならない。所見欄への記入にあたっては、以下に留意するとともに、「横断歩道橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）」様式3の記録の手引き「4. 所見」を参照する。

- ・施設全体に対する技術的見解の総括を述べる。横断歩道橋の性能、関連する異常や変状、上部構造、下部構造、上下部接続部、階段部、その他の接続部などに対して次回点検までに必要な補修や補強等の対策の必要性やその理由が容易に理解できるように記述する。
- ・耐荷性能の回復、耐久性能の改善など、対策等の措置の目的や、対策等の措置の目標や意図として回復させる性能の内容や程度を含むのがよい。
- ・横断歩道橋全体に想定される対策等の措置の優先順や実施にあたっての留意点、また、複数の措置等の実施が考えられる場合、相互の関係の留意点を含むのがよい。
- ・具体的な材料や工法を特定するような記述は行わない。措置の内容については、定期的あるいは常時の監視、維持や補修・補強などの修繕、撤去、通行規制・通行止めを想定するが、具体的な措置工法や時期、範囲等まで検討した内容について所見欄に記載することは想定していない。
- ・所見の根拠となった異常や変状等の表記は、第2章表－4. 1. 1による。
- ・補修や補強などの対策の必要性の記述については、定期点検間での内容や横断歩道橋毎の内容の記載の方法について整合が図られ、比較を適切かつ容易に行えるように、以下の表現を組み合わせることを基本的な考え方とする。

・監視

特段の事情がない場合、通常行われる点検等に合わせて間歇的に行われる状態の確認以外に、特別な方法あるいは時期に状態の把握を行うこと

・常時監視

監視のうち、常時又は極めて短い間隔での状態の把握を行うこと

・耐荷性能の改善（あるいは部分的回復）

現状（点検で確認した時点）よりも耐荷性能を向上させる。ただし、建設当時

に保有していた耐荷性能よりも低い性能を目標とした措置

- ・耐荷性能の回復

現状（点検で確認した時点）よりも耐荷性能を向上させる。このとき、建設当時に保有あるいは目標としていた耐荷性能相当の性能を目標とした措置

- ・耐荷性能の強化（又は向上）

現状（点検で確認した時点）よりも耐荷性能を向上させる。このとき、建設当時の保有あるいは目標としていた耐荷性能を上回る性能を目標とした措置

- ・耐久性能の改善

点検時点にその状態で想定される耐久性能よりも耐久性能を引き上げる。

このとき、措置前に目標とされていた設計耐久期間にその時点を始点として新たに耐久期間を設定する場合は、耐久性能の回復として捉える。

- ・耐久性能の回復

現時点を始点として新たに目標とする期間を設定し、それに対する耐久性能を確保すること。

- ・安定の確保

耐荷性能の改善、回復などのうち、特に不安定化が生じないようにするための措置を行うこと。又は、横断歩道橋の耐荷性能に影響を及ぼす周辺の地盤範囲が不安定化しないようにするための措置を行うこと。

- ・発生や進行の防止

更なる変状や損傷の発生や進行が生じないようにするための措置を行うこと。

- ・可能性の低減

想定される変状や損傷その他望ましくない状態等になる可能性や、望ましくない状態をもたらす要因が当該横断歩道橋に影響を及ぼす可能性がより小さくできるとみなせる措置をおこなうこと。

以上の他、次回定期点検等への引き継ぎ事項がある場合には記載する。また、前回定期点検結果から健全性の診断の区分が変わった場合には、横断歩道橋の性能の評価結果の変化や横断歩道橋を取り巻く状況の変化等、その根拠についても記載する。

耐荷性能や耐久性能等の所見については、他の様式に記載されている内容との重複はなるべく避け、健全性の診断の区分の決定にあたって、その直接的な理由がわかるように記録するのがよい。

なお、点検記録は、その内容に対する誤解や認識の不一致が生じないことや、将来参照する際に記録された内容が正確に伝わる必要がある。そこで、損傷の表記や措置の内容について、上記のとおり、自由筆記による所見を記述する際の用語の統一を図るために基本となり得る用語の例を示している。これらはあくまでも自由筆記のためのものであることに注意が必要である。また、ここにはない用語を用いる際にも、道路橋示方書・同解説や立体横断施設技術基準・同解説等で用いられているものをできるだけ用いるなど、意味する内容が明確で一つに特定できるよう心がけること。

2) 点検記録様式（その2）構成要素の機能を担う部材群（システム）毎の性能の評価結果

本様式は、点検記録様式（その1）に記録される定期点検総合結果や性能の評価結果の根拠として、構成要素の機能を担う部材群（以下、「システム」という。）毎の性能の評価の結果を記載する。

なお、本様式の記載内容は、点検記録様式（その8-1、8-2）及び点検記録様式（その9）で記録する部材群毎の性能の評価の結果を集約し、記録するものである。

点検記録様式（その2）の記入要領は、次のとおりとする。

・性能の評価結果

「活荷重」、「地震」、「その他」の該当するものについて評価し、その結果を記入する。

「その他」は、横断歩道橋の構造条件等によって「活荷重」「地震」以外で、例えば台風等の暴風などの被災可能性があるような状況を想定することが必要と考えられる場合に、それらの状況について記入し、必要に応じて欄を追加する。

第2章5. 2. 2（1）により以下のAからCのいずれかに区分し記載する。

A：何らかの変状が生じる可能性は低い

B：致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある

C：致命的な状態となる可能性がある

横断歩道橋本体の安全性には直接関係ないものの、それに類する必要な性能を担うその他の構造のうち、「その他（フェールセーフ）」についても評価し、上記のAからCのいずれかに区分し記載する。

想定する状況（活荷重、地震）がそもそも想定されない架橋条件や地理的条件の場合は、「NA」と記載する。

・特定事象の種類

第2章表-5. 4. 1に示す特定事象の種類を記入する。その他、予防保全の観点で記録しておくべき事象があれば、具体の事象名を記入する。また、特定事象が複数ある場合は、複数の特定事象を記入する。

・現地での応急措置

定期点検時に現地で行った応急的な措置の有無とその応急措置の内容を記入する。

・備考（性能の評価にあたっての特記事項等）

部材群毎の性能の評価結果の理由や予防保全の観点からの損傷等の変状の状態などの特筆すべき事項や補足すべき事項を自由記述で記録する。

以下に、一般的に所見に含まれるべき事項を示す。

- ・性能の見立ての根拠となる把握した状態の詳細な事項。
- ・該当する特定事象の状態も勘案した、予防保全の必要性や長寿命化の実現などの観点から経年的劣化に対する評価。
- ・横断歩道橋利用者への影響や第三者被害の発生等の可能性。
- ・措置の緊急性の有無。
- ・状態の把握により得た情報の精度に基づく性能の見立ての見込み違いの可能性など、詳細調査や追跡調査の必要性の有無。

・措置の必要性

その他構造（フェールセーフ以外の付属物、附属物など）に対する次回定期点検までの措置

の必要性の有無を記入する。

- ・ 損傷の種類

その他構造（フェールセーフ以外の付属物、附属物など）に対する次回定期点検までに措置が必要と判断した損傷について、損傷の種類を第2章表－4. 1. 1に示す26種類から選択し記録する。

- ・ 備考

措置の必要性の詳細な内容など特筆すべき事項や補足すべき事項を自由記述で記録する。

3) 点検記録様式（その3）径間別一般図

本様式は、歩道橋検査員が作成する。

本様式では、径間毎に、対象横断歩道橋の全体図及び一般図（平面図、側面図、断面図）などを整理し、記載する。

点検記録様式（その3）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・ 「全体図」：横断歩道橋全体の模式図（対象としている径間をマークする。）
- ・ 「一般図」：各径間の一般図（平面図、側面図、断面図）
※補強等を反映させた現況の一般図とすること。
現況の一般図がない場合には、新たに作成すること。

【留意事項】

(1) 図面に記載する事項

全体図、一般図に記載する情報等は、次のとおりである。なお、いずれの図面も、数値等が読みとれる明瞭な図面とすること。

①歩道橋一般図

全体図で掲載することが多いと考えられる歩道橋一般図は、当該横断歩道橋の基本となる図面であり、そこに記載する情報は当該横断歩道橋の点検・診断を行うにあたっての基本的な諸元を網羅する必要がある。ゆえに、当該図には、少なくとも、橋長・支間長・幅員・桁間隔・桁高・支承条件・径間分割番号を記載する。

②平面図・側面図・断面図

一般図で掲載することが多いと考えられる平面図・側面図・断面図には、当該横断歩道橋そのものの情報の他、地形・交差条件・周辺状況及び設計条件等、定期点検をより効率的・効果的に行うための情報を記載する。

記載する情報は、次の中から適切なものを選択する。

- ・ 方向別表示（〇〇方面）：当該横断歩道橋の起点・終点を示し、当該横断歩道橋の各部位における正確な位置把握に有益な情報である。
- ・ 地質縦断面図・柱状図：地質縦断面図・柱状図は、当該横断歩道橋が存在する地形・地質が把握できることその他、当該横断歩道橋に生じた損傷の原因の推定に有益な情報である。
- ・ 交差物件の名称・方向・条件明示：当該横断歩道橋と交差している物件（道路・鉄道等）の名称は、その管理者を特定するための情報であり、緊急時及び災害時の情報共有及び対応への連携等に際し必要な情報である。なお、交差物件（道路・鉄道等）の方向別表示を行う。

例：道路…至〇〇

海岸付近…海側，山側

また，交差条件（建築限界等）を明示することにより，定期点検の計画立案に必要な情報となる。

- ・第三者被害予防措置の対象範囲：架橋条件や維持管理の前提条件が確認できる情報である。
- ・梯子，点検車の設置可能位置：梯子，点検車（高所作業車等）で定期点検を行う際に，その設置が可能となる位置の情報であり，定期点検の計画立案を行う場合のみならず，災害時の緊急点検等の際にも有益である。
- ・横断歩道橋下へのアクセスルート：当該横断歩道橋へ到着するまでのアクセスルートを示す情報である。本情報は，定期点検の計画立案を行う場合のみならず，災害時の緊急点検等の際に有益である。
- ・前回定期点検以降の補修・補強の情報：補修・補強工事の範囲（又は位置）は，前回定期点検にて確認された損傷への対応を把握できる情報である。
- ・定期点検の現地実施において調整等が必要となる施設：定期点検において，事前に調整が必要となる施設（大規模な送電線，光ファイバーの幹線等）は，定期点検の計画立案に必要な情報である。
- ・人が近づけるだけの空間が存在しないなど物理的に近接が不可能であるときや，近接目視によらずに状態を把握した場合は，その位置を一般図に記録として残す。記入内容は，点検記録様式（その7）が参考にできる。

(2) その他記載が望まれる情報

①周辺の交通等状況

当該横断歩道橋の損傷の進展を考察する場合に，横断歩道橋の位置する道路にどのような交通が見られるかは重要な要素の一つであるため，周辺の状況を可能な限り記載する。

例えば，

- ・主要なアクセス道路（高速道路，主要地方道等）

②情報源となる施設

災害時には，速やかに情報を入手することが重要であり，遠隔地においても速やかに現地の情報が取得できるように，情報を取得できる施設について記載する。

例えば，

- ・CCTVの設置位置，撮影範囲・方向，可能な旋回範囲等の情報
- ・気象観測装置，路温計等の設置情報

③情報取得年次

記載している情報の確からしさを示すため，各情報の取得年次等について記載する。

例えば，

- ・形式・形状は完成図から精緻に転載されたものか，想定が含まれるのか
- ・交差道路の高さは，〇年〇月現在の高さ

4) 点検記録様式（その4）診断のための状態の把握時の現地状況写真

本様式では，性能の評価や措置の検討などの一連の診断を行うために必要な情報を把握した際

の対象横断歩道橋の全景、路面、路下等の現地状況写真を整理し、記録する。写真は、当該横断歩道橋の客観的事実を示すことができる最たる情報であり、当該横断歩道橋の外観等の他、地形、交差条件及び周辺状況等の情報を、主として視覚的に取得するための様式である。

点検記録様式（その４）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「写真番号」：写真と対応した番号（１から順に記入。写真は横方向に順に貼付する。）
- ・「径間番号」：写真に対応した径間番号
- ・「メ　　モ」：撮影対象箇所（側面、路面、路下　等），写真内容の補足説明。

所見なのか事実なのか判断しがたい中途半端な記述は行わない。どの情報が有益になるのか定期点検時点での判断は難しいときには、得られた情報を記載するのがよい。また想定部分は「考えられる」と記載するなど、想定での記載であることが読み取れるように記載すること。

【留意事項】

①撮影アングル

写真の撮影アングルは、原則として前回定期点検と同じとする。撮影アングルを見直すべきと判断した場合は、前回定期点検時の写真に写っていた目印となる対象物をフレームに入れるとよい。

また、どの方向から何を写したかを記載する。例えば、「手前：Ａ１側，奥：Ｐ１側」，「上り線側から撮影」など。

②ＣＣＴＶ画像の利活用

当該横断歩道橋を観測しているＣＣＴＶが設置されている場合は、プリセット画像と変状時の画像を比較することで、大規模な変状があれば速やかに確認できることから、掲載しておくとしてよい。

③航空写真の利活用

当該横断歩道橋の周辺状況を一目で確認できることから、可能であれば、国土地理院のサイトから横断歩道橋周辺の航空写真の転載等を検討するとよい。

5) 点検記録様式（その５）力学的な機能を担う部材群（システム）の区分

本様式では、構造の荷重伝達特性や部材等の荷重分担を考慮し、第２章４．２に示す力学的な機能等を満足させている部材等を整理し、上部構造，下部構造，上下部接続部，階段部及びその他の接続部の荷重の支持，伝達機能を担う部材群を記録する。

本様式は、径間毎に作成する。

点検記録様式（その５）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・部材群が属するシステムの区分

第２章４．２のⅰからⅱ-2のシステムに属する部材群名を記入する。

部材群とは、ⅰからⅱ-2のシステムの機能を担っている部材を、同じ役割や機能を担っている群にグルーピングしたものをいう。ここでいう“部材”とは、付表－１．１「各部材の名称と記号」に示される部材種別のひとつひとつ（主桁であれば１本１本）を指す。

部材群が複数のシステムに属する場合は、該当する複数のシステムに記入する。

- ・部材群番号：

部材群毎に付与した番号を記載する。

部材群番号は、径間毎に番号が増加していくよう付番する。

例えば以下のように付番する。

1 径間目：床版・床組部材群 0 1，主桁・主構部材群 0 1，立体機能保持部材群 0 1

2 径間目：床版・床組部材群 0 2，主桁・主構部材群 0 2，立体機能保持部材群 0 2

上下部接続部や下部構造などの部材群番号は、単径間（もしくは多径間の1径間目）であっても「0 2」まで付番されるため、径間番号と部材群番号が必ずしも一致するものではないことに留意すること。

・耐荷機構の整理図：

横断歩道橋の構造体系を、横断歩道橋の耐荷機構に着目して整理した内容を記録する。

6) 点検記録様式（その6）要素番号図及び部材番号図

本様式は、歩道橋検査員が作成する。

本様式では、径間毎に、記録録の下地となる要素番号及び部材番号を設定し整理する。

点検記録様式（その6）の記入要領は、次のとおりとする。

(1) 「要素番号図及び部材番号図」：径間毎，部位・部材毎の番号図

■ 1 径間の考え方

橋脚等の支点部で分割するものとし、前後の径間で共有する部材については、若番側の径間部材とする。付図－1. 2 「要素番号例」に径間設定の考え方を示す。

■ 要素番号

要素番号は、各部位・部材毎に4桁の番号をつけるものであり、付表－1. 1 「各部材の名称と記号」に示す2文字の部材記号を組み合わせることで要素を特定することができる。

要素番号の4桁の数字は、前2桁が橋軸方向の並び(行)を示し、後2桁が橋軸直角方向の並び(列)を示す。この4桁の数字の組合せで、要素の位置を示すものである。なお、数字は部位・部材毎に図の左側(＝起点側)から右側(＝終点側)へ、上側から下側へ向けて順に増加するように番号を振る。また、箱桁の内部の点検を行った場合は、下記の例に示すように要素番号4桁の数字のうち、左端の桁を9の値とする。要素番号の付け方の例を付図－1. 2 「要素番号例」に示す。

なお、要素番号図は損傷の経年変化を知るために、初期入力されたものを更新してはならない。過去の定期点検の記録が部材番号、要素番号が規則に従っていない場合、要素分割方法の見直しなどによって明らかに不都合が生じるものは修正する。不都合が生じる場合の例を以下に示す。

ア) 番号が重複している

イ) 番号定義がない

ウ) 部材種別の取り違い

エ) 要素分割方法の見直し 等

補強、拡幅等により、部材の追加、変更が生じた場合は、既存の要素番号の振り直しは行わず、新規の番号を追加するものとする。

例) S P m g 0 2 0 5

↓ ↓ ↓

S P m g 9 2 0 5

↓

部材記号 (行) (列)→要素番号

箱桁の内部

■部材番号

部材番号は、特定の部材毎に2桁の番号をつけるものであり、付表－1. 1「各部材の名称と記号」に示す2文字の部材記号を組み合わせることで部材を特定することができる。

部材番号の2桁の数字は、橋軸方向の並び(行)又は橋軸直角方向の並び(列)を示す。数字は図の左側(=起点側)から右側(=終点側)又は上側から下側へ向けて順に増加するように番号を振る。また、箱桁の内部の点検を行った場合は、下記の例に示すように部材番号2桁の数字のうち、左端の桁を9の値とする。

例) S P mg 0 1

↓ ↓

部材記号 (行又は列)→部材番号

S P mg 9 1

↓

箱桁の内部

1本単位、1箇所もしくは1基単位で付番する特定の部材を下表に示す。下表に示す以外の、径間単位で評価する部材にあっては、「00」を付す。部材番号の付け方の例を付図－1. 3「部材番号例」に示す。

なお、部材番号図は経年変化を知るために、初期入力されたものを更新してはならない。

補強、拡張等により、部材の追加、変更が生じた場合は、既存の部材番号の振り直しは行わず、新規の番号を追加するものとする。

表 1本単位、1箇所もしくは1基単位で付番する部材

主桁・床版等	主桁		橋脚・橋台・	橋脚	柱部・壁部		
	主桁ゲルバー部				根巻きコンクリート		
	横桁				梁部		
	縦桁				隅角部・接合部		
	主構トラス	上・下弦材		橋台	胸壁		
		格点			梁部		
		斜材、垂直材の コンクリート埋込部			翼壁		
					基礎		
	アーチ	アーチリブ		階段部	主桁	柱部・壁部	
		補剛桁				根巻きコンクリート	
		格点				梁部	
		吊り材等のコンク リート埋込部				隅角部・接合部	
	ラーメン	主構（桁）		橋台			
		主構（脚）					
斜張橋	塔柱		基礎				
PC定着部							
			その他の接続部		上部構造と階段部の接続部		

7) 点検記録様式（その 7）診断のための状態把握の方法

本様式は、性能の評価や措置の検討などの一連の診断のために行った状態の把握に関連して、物理的に近接目視又は打音、触診ができない箇所、物理的には近接目視又は打音、触診が可能であるがその他の方法により状態を把握した箇所について記録する。

本様式は、径間毎に作成する。

点検記録様式（その 7）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「径間番号」：該当箇所に対応した径間番号
- ・「部 材 名」：主桁、床版などの部材名（付表－1. 1「各部材の名称と記号」参照）
- ・「要素番号」：対象部材の番号（0 2 0 5 等；「点検記録様式（その 6）」参照）
- ・「点検方法」：近接目視以外の方法の具体的な方法
- ・「機器等の性能や条件、特記事項等」：使用する機器等の性能や条件、特記事項等

【留意事項】

①物理的に目視、打音及び触診が出来ない箇所（部材）

ア) その範囲と理由を明記する。

記載例：・添架物により床版下面が目視できない。

・桁高が低く箱桁内部に進入できない。

・化粧板により桁が目視できない。

・コンクリート橋の支点上横桁の背面は目視できない。

・コンクリート橋の支点上横桁があり、胸壁前面は目視できない。

イ) 下部構造等の地盤内は目視できないので、点検記録様式（その 3）に地盤線とその記号を記入する。

ウ) ローラー支承については、カバープレートが取り付けられた状況での状態把握か、取り外した状況での状態把握かを記載する。

②歩道橋診断員が近接・打音・触診によらなかった部位・部材

歩道橋診断員が近接・打音・触診によらなかった部位・部材については、その部材部位を明らかにする。

また、その部材部位毎に使用する機器等の性能や誤差程度、性能を発揮する使用条件を明らかにし、実際に使用した時の条件やキャリブレーションのための試験結果なども明らかにするなど機器等で得た結果の解釈にあたって必要な情報を適切に記録する。

8) 点検記録様式（その 8－1， 8－2）部材群毎の性能の評価結果

本様式は、点検記録様式（その 2）に記載する上部構造、下部構造、上下部接続部、階段部、その他の接続部の各構成要素の性能の評価の根拠となる部材群毎の性能の評価の結果を記録するものである。

上部構造は、径間毎、部材群毎に作成する。下部構造、上下部接続部、階段部及びその他の接続部は、径間別でなく横断歩道橋全体で一つの部材群として作成することを基本とする。例えば、下部構造 1 基ずつの調書とする必要はない。また、上下部接続部及びその他の接続部は一般に 2 つのシステムからなるが、一般に同じ部材が 2 つのシステムの役割を果たすことから 1 枚の調書に集約してよい。上部構造については点検記録様式（その 8－1）を、下部構造、上下部接続部、階

段部及びその他の接続部については点検記録様式（その 8－2）を用いて記録する。

なお、力学的な機能を担う部材群毎の性能の評価結果やその評価結果に至った所見の根拠となる損傷等に特に着目した特筆すべき状態等を、損傷写真だけでは部材等の状態を俯瞰して把握しにくく記号や文章では伝わりにくい質的な情報の記録が必要な場合に、スケッチとして補足し、記録する。その場合の記録は、データ記録様式（その 3－1）損傷図に追記し、情報を追記した歩道橋診断員名もあわせて記載する。

点検記録様式（その 8－1， 8－2）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「径間番号」：該当箇所に対応した径間番号。
上部構造は、径間毎に作成するため径間番号を記入する。
下部構造，上下部接続部，階段部及びその他の接続部は、径間別でなく横断歩道橋全体で一つの部材群として作成することを基本とするが、記録写真の情報として径間番号を記入する。
- ・「構成要素名」：上部構造，下部構造，上下部接続部，階段部，その他の接続部などの構成要素名。
- ・「力学的な機能を担う部材群名」：
点検記録様式（その 5）にて整理した，同じ役割や機能を担っている部材をグルーピングした部材群名。
- ・「部材群番号」：部材群毎に付与した番号。
- ・「属するシステム」：部材群が属するシステム名（第 2 章 4. 2 参照）。
- ・「写真」

写真は、構成要素の力学的な機能を担う部材群毎に技術的な評価を行った結果の根拠となる写真を記録する。

写真の記録にあたっては、原因の推定に重要な情報として表面の様子がより詳細に把握できることが望ましいので、塗膜のふくれや割れや剥がれ方，ひびわれや亀裂の凹凸や連続性，錆びの深さ 位置関係などが分かるように，画角や撮影方向，撮影範囲などを工夫する。接合部や埋め込み部でも画角を工夫することが必要である。

なお，一つの所見に対して必要に応じて複数枚の写真を添付してもよい。

- ・「写真番号」：写真と対応した番号（1 から順に記入。写真は横方向に順に貼付する。）
点検記録様式（その 1）の写真番号にリンクするものとする。
- ・「部 材 名」：主桁，床版などの部材名（付表－1. 1 「各部材の名称と記号」参照）。
- ・「要素番号」：対象部材の番号（0 2 0 5 等；「点検記録様式（その 6）」参照）。
- ・「損傷の種類」：損傷の種類を第 2 章表－4. 1. 1 に示す 2 6 種類から選択し記録する。
- ・「想定する状況における部材群の状態の技術的な評価」

「活荷重」，「地震」，「その他」の該当するものについて評価し，その結果を記入する。「その他」は，横断歩道橋の構造条件等によって「活荷重」「地震」以外で，例えば台風等の暴風などの被災可能性があるような状況を想定することが必要と考えられる場合に，それらの状況について記入し，必要に応じて欄を追加する。

第 2 章 5. 2. 2 (1) により以下の A から C のいずれかに区分し記載する。

A：何らかの変状が生じる可能性は低い

B：致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性が

ある

C：致命的な状態となる可能性がある

想定する状況（活荷重，地震）がそもそも想定されない架橋条件や地理的条件の場合は，「NA」を記載する。

・「特定事象等の有無」

特定事象等による影響の有無を記入する。その他，予防保全の観点で記録しておくべき事象があれば，具体の事象名を記入する。

・「対応や調査の必要性」

維持工事等での対応や詳細調査や追跡調査等の必要性の「有・無」を記入する。各区分（E, M, S 1, S 2）の基本的な考え方は，第2章6. 2から6. 4によるものとする。なお，必要性があると判定し「有」を記録した場合は，その内容と理由を，「所見」の欄に記載するとよい。

・「所見」：

状態の把握から得られた技術的な評価結果の理由や予防保全の観点からの損傷等の変状の状態などの特筆すべき事項や補足すべき事項を自由記述で記録する。

記入にあたっては，以下に留意するとともに，所見欄への記入にあたっては，「横断歩道橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）」様式3の記録の手引き「4. 所見」を参照する。

- ・性能の見立ての根拠となる把握した状態の詳細な事項
- ・該当する特定事象の状態も勘案した，予防保全の必要性や長寿命化の実現などの観点から経年的劣化に対する評価
- ・横断歩道橋利用者への影響や第三者被害の発生等の可能性
- ・措置の緊急性の有無
- ・状態の把握により得た情報の精度に基づく性能の見立ての見込み違いの可能性など，詳細調査や追跡調査の必要性の有無
- ・その他，措置や次回定期点検に向けて必要に応じて記録しておくのがよい事項

9) 点検記録様式（その9）その他（フェールセーフ）の評価結果

本様式は，点検記録様式（その2）に記載するその他（フェールセーフ）について，評価の結果の根拠を整理するものである。様式は径間別ではなく横断歩道橋全体で一つの部材群として作成することを基本とする。

記載方法については，下記のほかは，点検記録様式（その8-1，8-2）に準拠するものとする。

- ・「構成要素名」：「フェールセーフ」と記入する。
- ・フェールセーフの状態の技術的な評価

地震時に機能させることを意図したフェールセーフが設けられている場合は，「地震」の影響に対して，その横断歩道橋のフェールセーフが機能する状態となることを想定し，フェールセーフの装置等が所定の機能を適正に発揮できるかどうかの観点で評価する。

10) 点検記録様式（その 10）その他の構造（フェールセーフ以外）の評価結果

本様式は、点検記録様式（その 2）に記録する付属物や附属物等のその他の構造（フェールセーフ以外）に関する次回定期点検までの措置の必要性の根拠となる損傷の写真や損傷の種類、措置の必要性に対する歩道橋診断員の所見を記録する。

記載方法については、点検記録様式（その 8-1，8-2）に準拠するものとする。

11) 点検記録様式（その 11）維持工事等の必要性

本様式は、点検結果を踏まえた維持管理への指示・引き継ぎ事項を整理するものである。

次回定期点検までの維持工事等での対応の必要性を有りとした場合に、必要な行為等を記載する。また、横断歩道橋利用者及び第三者被害予防の措置の必要性がある場合に、その内容を記載する。

点検記録様式（その 11）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「径間番号」：該当部分に対応した径間番号
- ・「箇所」：対象となる箇所

A1 橋台側排水管，下流側排水柵 など，箇所が特定できるよう記載

- ・「状態と必要な行為」：上述箇所の状態と，それに対して必要な行為
- ・「写真番号」：「箇所」や「状態と必要な行為」を補足するための資料

点検記録様式（その 8-1，8-2）に添付されている写真が補足資料になる場合には写真番号を記載する。

記載においては「点検記録様式（その 8-1）写真番号○」など，参照先がわかるようにする。

2. 横断歩道橋利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式への記入方法

横断歩道橋利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その1）から（その3）は、横断歩道橋利用者や第三者への被害の予防を目的とする措置の実施内容及び結果を記録する。

各様式の共通項目は以下による。

(1) 施設ID

緯度・経度を用いて、「定期点検対象施設のID付与に関する参考資料（案）」（令和元年10月）に示される方法により付与し、記入する。

(2) 緯度・経度

施設の起点側の緯度経度を「定期点検対象施設のID付与に関する参考資料（案）」（令和元年10月）に規定されている位置精度（十進緯度経度小数第5位）で記入する。

工事完成図書などで緯度経度情報が既知な場合は、上記に則り半角数字で記入する。緯度経度が未知な場合は、地図から取得する。

(3) 歩道橋名

横断歩道橋名を記入する。英数字やカッコが入る場合には半角とし、歩道橋名が同じ場合は連番を付加するなどして区分する。上り線、下り線については「（上り）」「（下り）」とし、「（上）」「（上り線）」「上り」「上」は使用しない。

歩道橋名のフリガナは半角カナにより記入する。数字も半角カナとして、フリガナの前後には半角カッコを必ず入れる。

(4) 路線名

下表に示す例に従い、路線名を記入する。路線番号を記入する際には、半角数字とする。

表 路線名の記入例

路線名	記入例
高速自動車国道のうち 新直轄方式	〇〇自動車道 〇〇線 (高速自動車国道法上の路線名)
一般国道の自動車専用道路	国道〇号（〇〇道路） (一般国道という表記はしない)
高速自動車国道に並行する 一般国道の自動車専用道路	
地域高規格道路	
上記以外の国道	国道〇号
都道府県道	府道〇〇，県道〇〇 等 (一般県道，主要地方道という表記はしない)
市町村道	市道〇〇，町道〇〇 等

(5) 径間番号

現地状況写真，損傷位置図，措置の実施状況写真に対応した径間番号を記入する。

(6) 実施年月日

横断歩道橋利用者及び第三者被害の予防措置が行われた実施日をyyyy. mm. dd形式で記入す

る。なお、複数の日にまたがって実施した場合には、末日を記入する。（半角数字とし、和暦は使わない。「年月日」は不要。）

〈記入例〉2023.04.01

(7) 実施者

後日必要に応じて横断歩道橋利用者及び第三者被害の予防措置の記録について必要な検証等ができるように、予防措置の実施者の氏名、所属を記録する。

〈記入例〉(株)〇〇 △△ □□

1) 横断歩道橋利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その1）予防措置時の現地状況写真

本様式では、横断歩道橋利用者及び第三者被害の予防措置を実施した際の対象横断歩道橋の全景、路面、路下等の現地状況写真を整理し記録する。写真は、当該横断歩道橋の客観的事実を示すことができる最たる情報であり、当該横断歩道橋の外観等の他、地形、作業に必要な仮設足場などの作業条件等の情報を、主として視覚的に取得するための様式である。

なお、第3章「横断歩道橋利用者及び第三者被害の予防」の実施の機会と第2章「点検・診断」又は4章「状態の記録」の実施の機会とが重なるなどし、記録すべき内容が同じとなる場合は、本様式に用いる写真は、点検記録様式（その4）やデータ記録様式（その1）で記録する写真と同じものを使用しても差し支えない。

横断歩道橋利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その1）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「写真番号」：写真と対応した番号（1から順に記入。写真は横方向に順に貼付する。）
- ・「メモ」：撮影対象箇所（桁下条件 対象範囲等）、写真内容の補足説明。

横断歩道橋利用者及び第三者被害の予防措置の実施にあたり影響する桁下条件や対象範囲など情報や予防措置実施にあたっての留意事項などを記載しておくとい。

2) 横断歩道橋利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その2）予防措置位置図

本様式は、現地で横断歩道橋利用者及び第三者被害の予防措置を実施した場合において、径間毎に、横断歩道橋利用者及び第三者被害の予防措置の対象範囲、横断歩道橋利用者及び第三者被害の可能性のある損傷の点検の実施範囲、措置の実施範囲、措置の未実施範囲等が分かるように位置図を作成し、記録する。

本様式では、以下(1)から(4)に該当する範囲や箇所の情報を、径間毎に記録する。

(1) 横断歩道橋利用者及び第三者被害の予防措置の対象範囲の図示

- ・対象範囲については、第3章2.「措置の対象」による。

(2) 対象範囲のうち、横断歩道橋利用者及び第三者被害の可能性のある損傷の点検が実施できなかった範囲の図示

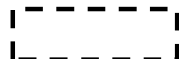
- ・対象範囲に対して、第3章4.1(1)の点検（打音触診による検査又は非破壊検査法を用いたうき・剥離箇所の推定）が実施できなかった範囲（未実施の範囲）を図示する。

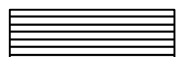
(3) 対象範囲で、非破壊検査法を用いたうき・剥離箇所の推定を実施した範囲のうち、推定の結果によりその後の打音触診による検査を省略した範囲の図示

- ・対象範囲に対して、第3章4.1(1)の点検において非破壊検査法を用いたうき・剥離箇所の

推定をあらかじめ実施した場合において、推定の結果によりその後の詳細な打音触診による検査を省略した範囲（非破壊検査法を用いて「異常なし」と判定した範囲）を図示する。

【(1), (2), (3)の凡例】

: (1) 予防措置の対象範囲

: (2) 点検未実施の範囲

: (3) 非破壊検査法を用いて「異常なし」と判定した範囲

(4) 横断歩道橋利用者及び第三者被害の可能性のある損傷の点検を踏まえて発見された損傷に対して応急措置を実施した箇所等の図示

- ・対象範囲に対して、第3章4. 2及び5. (1)の応急措置を実施した箇所を図示する。
- ・コンクリート片の叩き落とし作業や鋼部材の錆片のうきに対する腐食片の削ぎ落とし作業などの応急措置を実施した結果、落下しなかったものの異音などの疑義がある箇所についても箇所の記録を残すものとする。
- ・当該箇所の位置を○印及び旗揚げを用いて図示し、以下の凡例と写真番号の情報を付記する。なお、写真番号は、横断歩道橋利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その3）で記録する写真番号と整合を図るものとする。

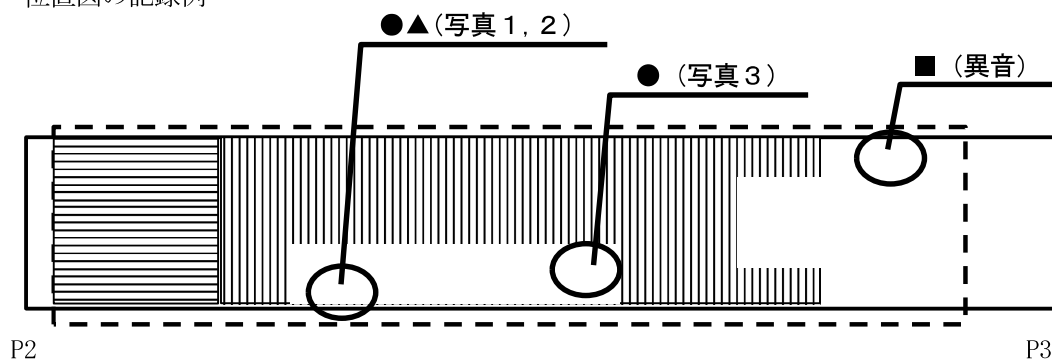
【(4)の凡例】

- ・叩き落とし等の応急措置を実施した結果、落下した箇所【●】
- ・落下した箇所に対して防錆処置等の現場処置を施した箇所【●▲】
- ・叩き落とし等の措置を実施した結果、落下しなかったものの異音などの疑義【■】

旗揚げの例



位置図の記録例



3) 横断歩道橋利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その3）予防措置の実施状況写真

本様式は、横断歩道橋利用者及び第三者被害の予防措置を実施した場合において、応急措置後の状態の写真等を記録する。

次に該当する箇所について、径間毎、部材毎に応急措置後の写真を記録する。

・叩き落とし等の応急措置を実施した結果、落下した箇所【●】

コンクリート部材の叩き落とし後、鋼部材や塗装片のかき落とし後、ボルト類の増し締め後などの応急措置を実施した後の記録として、措置後の写真1枚を基本として記録する。

なお、ボルト類の増し締めなどでは措置状況写真や増し締め後の合いマークの写真などを記録するなどして、措置が適切に完了していることが分かるように適切に記録する。記録する写真が複数枚になってもよい。

・落下した箇所に対して防錆処置等の現場処置を施した箇所【●▲】

コンクリート部材の叩き落とし等を行った後の防錆処置などを実施した場合は、現場処置を実施した後の記録として写真を記録する。現場処置後の記録は、叩き落とし等の予防措置を実施した後の記録写真1枚と合わせて2枚で1組として整理する。

なお、必要に応じて、応急措置の実施前の記録を残しても良い。応急措置の実施前の記録は、コンクリート部材の叩き落とし前（打音範囲チョーキングの状況）、鋼部材や塗装片のかき落とし前、ボルトや付属物等の除却前などの写真を適切に記録する。その場合は、叩き落とし等の応急措置を実施した後や防錆処置等を実施した後の記録写真と合わせて整理する。

横断歩道橋利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その3）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「写真番号」：写真と対応した番号（1から順に記入。写真は横方向に順に貼付ける。）
- ・「撮影年月日」：写真の撮影年月日
- ・「部材名」：主桁、床版などの部材名（付表－1. 1「各部材の名称と記号」参照）
- ・「要素番号」：損傷部材の番号（0205等；「点検記録様式（その6）」参照）